

# 第3回深川市上下水道経営審議会

議案第1号 会長・副会長の選出について

議案第2号 下水道使用料改定案の比較検討と素案について

令和6年8月2日  
建設水道部上下水道課

議案第2号 下水道使用料改定案の比較検討と素案について

建設水道部上下水道課

# 前回（第2回）の振り返り

## 主な意見と回答

使用料改定に対する市のスタンスは

深川市の現在の下水道使用料は北空知1市4町では一番安価ですが、経営状況は悪化しており、使用料の改善が必要と考えております。また、これ以上の料金の先延ばしは、次の世代に更に大きな負担を強いることが予想され、今回の見直しにより、ある程度の負担の増を考えています。

使用料改定の主な理由

下水道事業は、「雨水公費・汚水私費」という原則に則り、汚水の処理にかかる費用は、下水道使用者が使用した水量に応じて支払うこととされています。しかしながら、現行の使用料水準では毎年度、収支に不足が生じており、一般会計で補填している状況が続いております。このような状況を改善し、独立採算に基づく安定的かつ持続的な下水道事業を運営するために、下水道使用料の改定を行うものです。

どの程度の料金改定になるのか

現在、3億円程度の使用料収入があります。単純に1億円増収となると約3割超の改定となり、道内の市の中では上位になると想定されます。第3回は数パターンの増収を想定した、シミュレーションで協議を行います。

市の経営努力についての考えは

使用料未納者の滞納整理、長寿命化による経費の削減、下水汚泥の農地還元、不明水の削減による処理場維持管理費の軽減。  
以上が主な経営努力の取り組みとなります。

# 今までの経緯

- 令和6年5月27日 総務経済常任委員会 議題「下水道事業の現状と課題」
- 令和6年6月7日 第1回上下水道経営審議会 議題「下水道事業の現状と課題」
- 令和6年7月5日 第2回上下水道経営審議会 諮問「下水道使用料の見直し」  
議題「下水道施設の現状と老朽化対策」  
「下水道事業（公営企業）会計」

令和6年8月2日 第3回上下水道経営審議会 「会長・副会長の選出」「下水道使用料改定案（複数案）の比較検討と素案」

令和6年8か9月下旬 第4回上下水道経営審議会 「下水道使用料の決定」か「下水道使用料の答申」

令和6年9か10月下旬 第5回上下水道経営審議会 「下水道使用料の答申」

10m <sup>3</sup>	6市	市町名	札幌市	函館市	小樽市	石狩市		税込み
		基本料金	10m <sup>3</sup> 660円/月	10m <sup>3</sup> 1,507円/月	10m <sup>3</sup> 1,342円/月	10m <sup>3</sup> 1,232円/月		
		使用料金	①20m <sup>3</sup> まで 73.7円 ②20m <sup>3</sup> 超え 100.1円	①20m <sup>3</sup> まで 150.7円 ②20m <sup>3</sup> 超え 162.8円	①20m <sup>3</sup> まで 140.8円 ②20m <sup>3</sup> 超え 147.4円	①30m <sup>3</sup> まで 150.7円 ②30m <sup>3</sup> 超え 220.0円		
		10m <sup>3</sup>	660円	1,507円	1,342円	1,232円		
8m <sup>3</sup>	16市	市町名	歌志内市	富良野市	登別市	深川市	伊達市	
		基本料金	1,906.3円/月	1,166円/月	1,672円/月	1,474円/月	1,648.9円/月	
		超過料金	240.90円	198.00円	①50m <sup>3</sup> まで 214.5円 ②50m <sup>3</sup> 超え 228.8円	198.00円	① 15m <sup>3</sup> まで 194.7円 ② 20m <sup>3</sup> まで 205.7円	
		10m <sup>3</sup>	2,388円	1,562円	2,101円	1,870円	2,038円	
7m <sup>3</sup>	3市	市町名	岩見沢市	滝川市	砂川市			
		基本料金	1,060.4円/月	1389.3円/月	1,571円/月			
		超過料金	①20m <sup>3</sup> まで 185.9円 ②20m <sup>3</sup> 超え 234.3円	211.20円	①20m <sup>3</sup> まで 246.0円 ②50m <sup>3</sup> まで 277.0円			
		10m <sup>3</sup>	1,618円	2,022円	2,309円			
5m <sup>3</sup>	3市	市町名	美唄市	士別市	名寄市			
		基本料金	1,246.3円/月	776.6円/月	723円/月			
		超過料金	①20m <sup>3</sup> まで 256.3円 ②20m <sup>3</sup> 超え 303.6円	157.30円	210.00円			
		10m <sup>3</sup>	2,527円	1,563円	1,773円			
0m <sup>3</sup>	6市	市町名	旭川市	釧路市	帯広市	北見市	千歳市	
		基本料金	1216.6円/月	1,520円/月	869円/月	834円/月	605円/月	
		従量料金	① 8m <sup>3</sup> まで 11.0円 ② 8m <sup>3</sup> 超え 171.6円	① 8m <sup>3</sup> まで 16.0円 ② 20m <sup>3</sup> まで 228.44円 ③150m <sup>3</sup> まで 258.47円	① 10m <sup>3</sup> まで 55.0円 ② 20m <sup>3</sup> まで 155.1円 ③150m <sup>3</sup> まで 195.8円	① 8m <sup>3</sup> まで 82.5円 ②500m <sup>3</sup> まで 177.1円	① 8m <sup>3</sup> まで 9.9円 ②50m <sup>3</sup> まで 104.5円	
		10m <sup>3</sup>	1,647円	2,104円	1,419円	1,848円	893円	

## パターン毎のシュミレーション

基本使用料		超過使用料		
①	8 m <sup>3</sup> 以下 〇〇円	1 m <sup>3</sup> につき〇〇円	現在の設定	16市が採用
②	5 m <sup>3</sup> 以下 〇〇円	1 m <sup>3</sup> につき〇〇円	少量使用者に配慮	名寄、士別
③	〇〇円（基本料金） （基本水量 0 m <sup>3</sup> ）	1 m <sup>3</sup> ～〇m <sup>3</sup> まで〇〇円	〇m <sup>3</sup> 超え〇〇円	旭川・釧路
④	基本料金・基本水量なし	1 m <sup>3</sup> 〇〇円	実施の市なし	
⑤	〇m <sup>3</sup> まで〇〇円 2段階設定 ●m <sup>3</sup> まで〇〇円	1m <sup>3</sup> につき〇〇円（●m <sup>3</sup> ～以上）		夕張・北斗

水道料金との整合性を考慮すると基本使用料・超過使用料の複数設定は好ましくない

## 現在の上下水道料金表（1か月分）

### ●下水道使用料

	基本	超過（1m <sup>3</sup> ）
一般用	8m <sup>3</sup> 1,474円	198円
浴場用		36円

### ●水道料金

	割合	基本	超過（1m <sup>3</sup> ）
家事用（74.0%）	8m <sup>3</sup>	1,826円	275円
団体用（12.4%）	15m <sup>3</sup>	4,438円	319円
営業用（12.1%）	15m <sup>3</sup>	4,438円	341円
工業用（1.5%）	50m <sup>3</sup>	13,458円	291円

# 「下水道使用料改定の素案」 改定案①

3案を提案します

現在	基本水量・金額	超過料金
一般用(8 <sup>m</sup> )	1,474円	198円
浴場用	—	36円

約35%増



	基本水量・金額	超過料金
一般用(8 <sup>m</sup> )	1,980円	269円
浴場用	—	49円


○基本使用料、超過使用料ともに改定率約35%増とする。

○欠損金の約1億円を解消することができる。

○基本水量を8<sup>m</sup>のままにすることで、現使用料から一律の値上げとなり、不公平感がなくなる。



## 「下水道使用料改定の素案」 改定案②

現在	基本水量・金額	超過料金	全体で 約34%増 	基本水量・金額	超過料金
一般用(8m <sup>3</sup> )	1,474円	198円		一般用(5m <sup>3</sup> )	1,760円
浴場用	—	36円	浴場用	—	43円

○基本使用料、超過使用料ともに基本水量を5 m<sup>3</sup>に設定することにより改定率は34%増となる。

○欠損金の約1億円を解消することができる。

○基本水量を5 m<sup>3</sup>に設定することで少量利用者の負担率が少なくなるが、現在の基本水量である8 m<sup>3</sup>の利用者の負担率が一番大きくなる。

# 「下水道使用料改定の素案」 改定案③

現在	基本水量・金額	超過料金
一般用(8m <sup>3</sup> )	1,474円	198円
浴場用	—	36円

約25%増



	基本水量・金額	超過料金
一般用(8m <sup>3</sup> )	1,840円	245円
浴場用	—	45円

○前回のシミュレーションから建設改良費を平準化して、料金収入を25%アップした場合のシミュレーションを再検討。経常損失は約1億円から約9千万へ減少。

○改定率を約25%までに抑えた場合でも、欠損金のすべては回収できないが約7千万円の増収と、補填財源（内部留保金）の安定化が図れる。

## 再財政シミュレーション

## 収益的収支 建設改良費の平準化

区 分		年 度											
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	424,218	360,424	356,064	352,870	349,187	345,240	341,713	341,747	333,255	329,091	325,554	
	(1) 料 金 収 入	295,641	291,916	288,121	284,376	280,679	277,030	273,429	269,601	265,826	262,105	258,435	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他(雨水処理他会計繰入金)	128,577	68,508	67,942	68,494	68,508	68,210	68,284	72,145	67,429	66,986	67,118	
	2. 営 業 外 収 益	514,826	526,725	483,923	476,787	461,909	459,486	460,311	455,641	445,602	442,176	436,618	
	(1) 他 会 計 負 担 金 補 助 金	219,959	183,455	168,235	171,073	157,739	153,680	150,954	147,013	138,649	139,289	136,672	
	基 準 内 繰 入 金	217,132	180,608	165,265	168,005	154,532	150,423	147,665	143,706	135,345	136,099	133,629	
	基 準 外 繰 入 金	2,827	2,847	2,970	3,068	3,207	3,257	3,289	3,307	3,305	3,190	3,042	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	294,303	342,677	315,092	305,114	303,567	305,200	308,747	308,015	306,336	302,267	299,323	
	(3) そ の 他	564	593	596	599	603	606	610	613	616	620	623	
	収 入 計 (C)	939,044	887,149	839,987	829,656	811,096	804,726	802,024	797,388	778,857	771,267	762,171	
	収 益 的 収 支	1. 営 業 費 用	916,132	951,151	891,734	891,777	867,391	864,604	866,078	859,921	844,320	843,660	839,344
		(1) 職 員 給 与 費	47,239	54,113	54,117	54,121	54,125	54,129	54,133	54,137	54,141	54,145	54,149
基 本 給		24,066	25,749	25,751	25,753	25,755	25,757	25,759	25,761	25,763	25,765	25,767	
そ の 他		23,172	28,364	28,366	28,368	28,370	28,372	28,374	28,376	28,378	28,380	28,382	
(2) 経 費		186,739	211,085	211,516	211,532	212,152	212,702	213,106	213,087	213,887	213,997	215,526	
委 託 料		111,735	129,966	130,249	130,249	130,249	130,249	130,249	130,249	130,249	130,249	130,249	
動 力 費		30,819	32,711	32,751	32,751	32,751	32,751	32,751	32,751	32,751	32,751	32,751	
修 繕 費		16,035	19,450	19,602	19,450	19,636	19,450	19,552	19,450	19,586	19,450	20,152	
材 料 費		590	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	
そ の 他		27,561	28,568	28,525	28,693	29,126	29,863	30,164	30,248	30,912	31,157	31,985	
(3) 減 価 償 却 費		682,154	685,953	626,101	626,124	601,115	597,773	598,839	592,697	576,292	575,518	569,669	
2. 営 業 外 費 用		42,834	38,381	37,364	34,324	31,320	28,512	26,097	28,007	21,552	19,477	17,620	
(1) 支 払 利 息		42,768	38,381	37,364	34,324	31,320	28,512	26,097	28,007	21,552	19,477	17,620	
(2) そ の 他	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
出 支 出 計 (D)	958,966	989,532	929,097	926,101	898,711	893,116	892,175	887,928	865,872	863,137	856,964		
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 19,922	△ 102,383	△ 89,110	△ 96,445	△ 87,615	△ 88,390	△ 90,151	△ 90,541	△ 87,015	△ 91,871	△ 94,792		
特 別 利 益 (F)	99	4	4	4	4	7	15	22	29	40	14		
特 別 損 失 (G)	17,923	115	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 17,824	△ 111	△ 5	△ 5	△ 5	△ 2	5,590	12,811	19,886	31,013	5,157		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	△ 37,746	△ 102,494	△ 89,116	△ 96,450	△ 87,620	△ 88,391	△ 90,145	△ 90,528	△ 86,995	△ 91,840	△ 94,787		

再財政シミュレーション 資本的収支 建設改良費の平準化

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分													
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	139,500	429,100	207,500	146,200	116,900	106,200	95,900	66,900	51,100	52,000	56,500	
		うち資本費平準化債	63,100	167,600	128,800	49,000	24,800	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	117,511	50,094	46,271	49,890	48,163	45,835	43,296	41,953	39,599	35,867	28,939	
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	113,234	270,300	41,500	73,100	62,900	94,300	69,400	34,700	37,900	39,000	59,500	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	2,352	3,003	2,977	2,951	2,926	2,901	2,877	2,851	2,825	2,799	2,774	
		9. そ の 他	21,954	8,400	0	9,300	6,300	6,600	6,600	6,600	0	0	0
	計 (A)		394,552	760,897	298,248	281,441	237,189	255,836	218,073	153,004	131,424	129,666	147,713
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)		394,552	760,897	298,248	281,441	237,189	255,836	218,073	153,004	131,424	129,666	147,713
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	201,623	544,900	130,500	194,900	164,200	230,100	175,300	111,400	92,000	94,100	134,000	
		2. 企 業 債 償 還 金	471,765	483,989	464,949	430,033	379,420	338,390	315,210	279,503	255,975	223,333	202,981
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計 (D)	673,388	1,028,889	595,449	624,933	543,620	568,490	490,510	390,903	347,975	317,433	336,981
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		278,836	267,992	297,201	343,492	306,432	312,654	272,437	237,899	216,551	187,767	189,268	

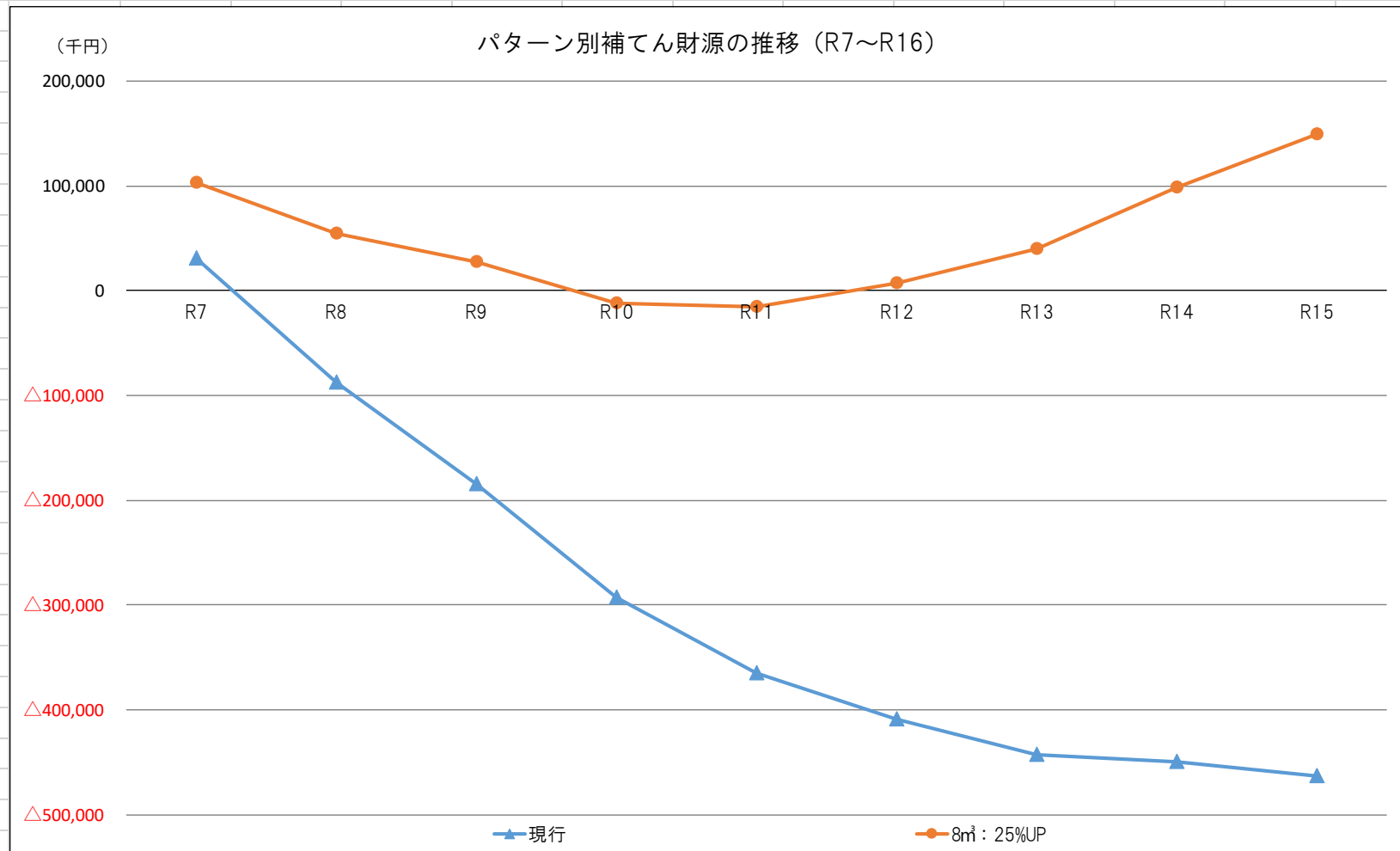
年度末補てん財源残高	134,869	107,765	32,457	△ 86,475	△ 182,979	△ 291,454	△ 363,955	△ 407,718	△ 441,333	△ 447,725	△ 461,444
------------	---------	---------	--------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

料金改定(25%UP)による増収見込額	-	-	71,747	70,814	69,895	68,987	68,087	67,136	66,194	65,267	64,354
上記を含む年度末補てん財源残高見込	-	-	104,204	56,086	29,477	-10,011	-14,425	8,948	41,527	100,402	151,037

資金不足比率: 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状態の悪化度合いを示すもの。この比率が経営健全化基準の20%以上となる団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。(例: 使用料改定など)	-	-	-	30.41%	65.19%	105.21%	133.11%	151.23%	166.02%	170.82%	178.55%
---	---	---	---	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

マイナス補填後の残高

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
現行	30,862	△88,070	△184,575	△293,052	△365,551	△409,315	△442,928	△449,318	△463,037
8㎡：25%UP	102,609	54,491	27,881	△11,609	△16,021	7,351	39,932	98,809	149,444
対現行	71,747	142,561	212,456	281,443	349,530	416,666	482,860	548,127	612,481



		基本水量	基本料金	超過料金	使用水量						
					5m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	
	現行	8	1,474	198	1,474	1,474	1,870	3,850	5,830	19,690	
基本水量8m <sup>3</sup> 基本料・超過料35%アップ	改定案①	8	1,980	269	1,980	1,980	2,518	5,208	7,898	26,728	
	増額1.03億円				506	506	648	1,358	2,068	7,038	差額
基本水量5m <sup>3</sup> 基本料・超過料34%アップ	改定案②	5	1,760	235	1,760	2,465	2,935	5,285	7,635	24,085	
	増額1.04億円				286	991	1,065	1,435	1,805	4,395	差額
基本水量8m <sup>3</sup> 基本料・超過料25%アップ	改定案③	8	1,840	245	1,840	1,840	2,330	4,780	7,230	24,380	
	増額0.71億円				366	366	460	930	1,400	4,690	差額

低所得者軽減			現在の使用料	979	979	1,375	3,355	5,335	17,215	
			改定案③での使用料（基本料を1/3引き）	1,288	1,288	1,778	4,228	6,678	21,378	
				309	309	403	873	1,343	4,163	差額

# 全道32市・1企業団(3市1町)及び近隣4町の下水道使用料比較

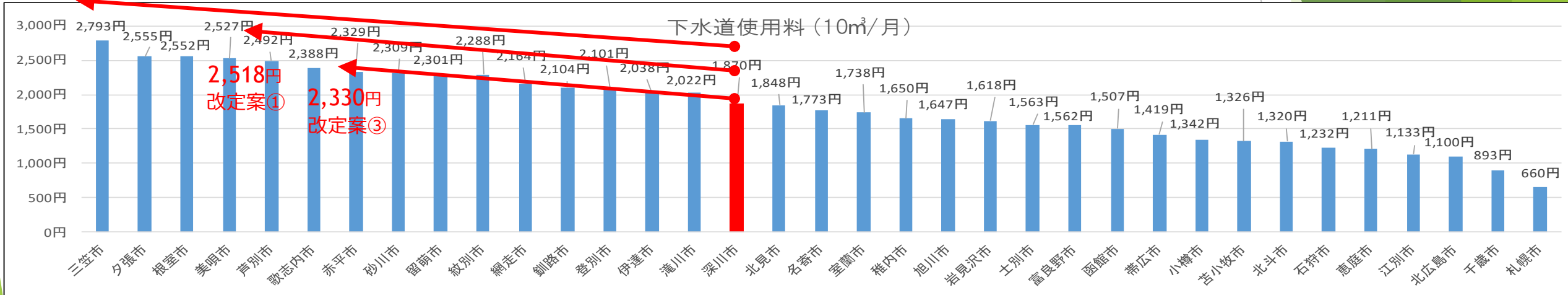
- ・団体ごとに基本水量等に違いがあるため、使用水量10m<sup>3</sup>として比較
- ・現在、全道35市中、深川市は上から16番目に位置しています。

改定案②  
2,935円

2,518円  
改定案①

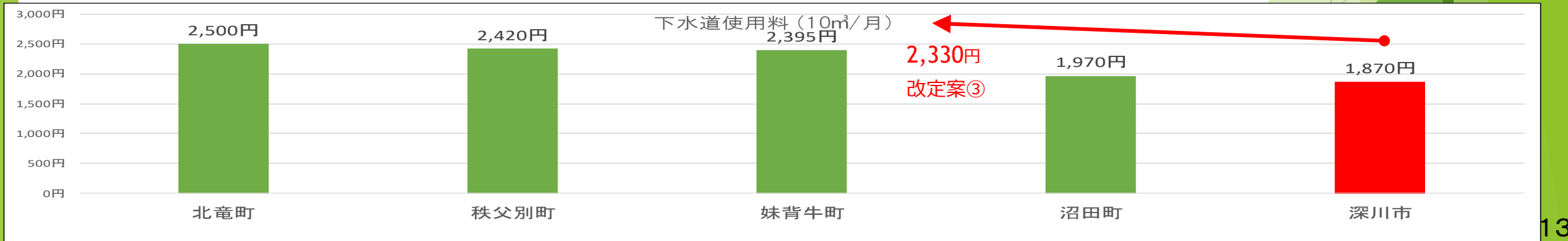
2,330円  
改定案③

下水道使用料(10m<sup>3</sup>/月)



- ・現在、北空知1市4町との比較では、深川市が1番下に位置しています。

下水道使用料(10m<sup>3</sup>/月)



# 全道32市・1企業団(3市1町)及び近隣4町の下水道使用料比較

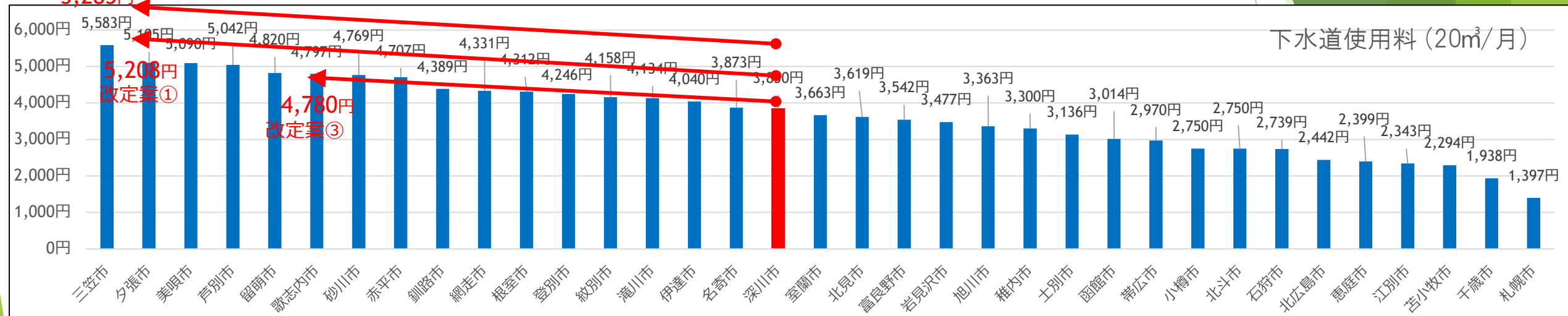
・団体ごとに基本水量等に違いがあるため、使用水量 $20\text{m}^3$ として比較

・現在、全道35市中、深川市は上から17番目に位置しています。

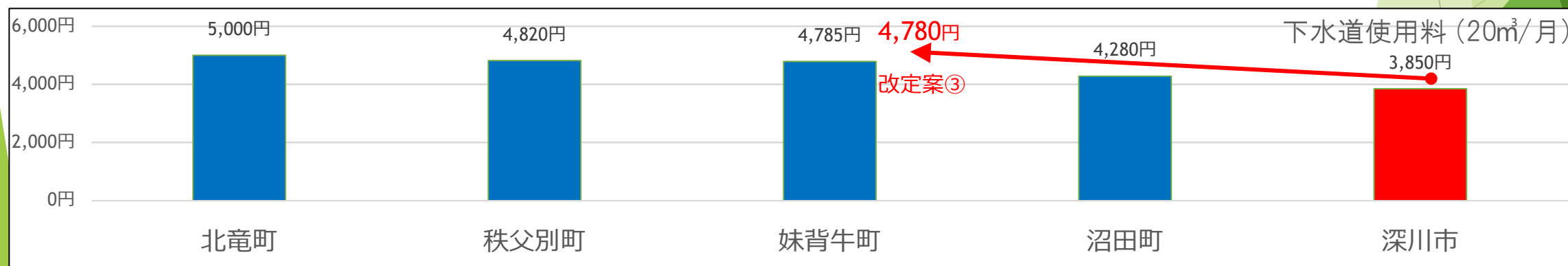
改定案②  
5,285円

5,208円  
改定案①

4,780円  
改定案③



・現在、北空知1市4町との比較では、深川市が1番下に位置しています。





## 事務局案のまとめ

公営企業会計に移行後の試算では、収益的収支で算出された約1億円の損失を補うために改定率3.5%増が適正かつ健全な使用料の設定となりますが、できるだけ値上げ幅を小さくするため再度、資本的収支の支出に位置づけされる建設改良費を平準化（先送り）する試算を行ったところ、改定率2.5%で収益的収支のすべての損失は賄えませんが、補填財源残高が一時を除きプラスに転じ、経営が保てる見込みとなります。